

副本

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原 告 三輪唯夫 ほか3名

被 告 国 ほか1名

第1準備書面

平成30年6月18日

岐阜地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告国指定代理人

岡 部 直 樹

堀 内 章 子

西 野 满

高 松 浩 之

小 島 寿 一

奥 村 神 奈

大 澤 一 郎

正 木 伊 純

石 森 光 麟

森 達 彦

柳 原 真 己

1 上申内容

御庁平成30年(ワ)第51号事件(以下「本件訴訟」という。)は、以下に述べるとおり、御庁に係属中の平成28年(ワ)第758号大垣警察市民監視國家賠償請求事件(以下「別件訴訟」という。)とは、争点が異なり、両事件を併合して審理すると、かえって各事件における争点が複雑化し、審理に無用の混乱を来すことから、両事件を併合せずに審理されるよう上申する。

2 本件訴訟と別件訴訟とを併合することは相当でないこと

(1) 民事訴訟法152条1項に規定された口頭弁論の併合は、併合される訴訟が、当事者または請求の点で何らかの関連があることを要するが、そのような関連性があるとしても、併合するかどうかは裁判所の裁量に委ねられている(松浦馨ほか著「条解民事訴訟法」[第2版]929及び930ページ)。

そして、一般に、併合審理には、共通の手続で争点及び証拠の整理や証拠調べを行うことによって、審理の時間・労力・費用を節減し、同一または関連する争点について矛盾・抵触する判断を避けることができるという利点がある一方で、当事者によって争点が異なると、かえって審理が遅滞し、訴訟の円滑な進行の妨げになるという弊害もある(秋山幹男ほか著「コンメンタール民事訴訟法Ⅲ」305及び306ページ)。

したがって、裁判所が口頭弁論を併合するか否かを判断するに当たっては、両事件の具体的な請求の内容や争点を踏まえて、以上のような併合審理の利点と弊害を比較衡量すべきであり、利点が弊害を上回る場合には併合が相当であるが、弊害が利点を上回る場合には併合が相当ではないというべきである。

(2) 本件訴訟は、原告らが、被告国に対して、人格権に基づく差止請求として、警察庁警備局が保有している原告らに関する個人情報の抹消を求める事案である(訴状3ページ、訴状訂正申立書2ページ)。

これに対し、別件訴訟は、原告らが、岐阜県警察大垣警察署(以下「大垣署」

という。) の職員が、原告らの情報を収集・管理し、訴外会社に提供したことによって憲法上の権利を侵害され、多大な精神的苦痛を被ったとして、岐阜県に対して、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求める事案である。

別件訴訟では、被告国は当事者となっていない上、本件訴訟と別件訴訟では、訴訟物も争点も異なっている。すなわち、本件訴訟では、そもそもプライバシー権が人格権の一内容として被告国が保有する個人情報抹消請求の根拠となり得るのか、仮になり得るとしても、被告国による原告らの個人情報の保有が原告らの人格権を侵害するものなのかという点が争点となるのに対し、別件訴訟では、国家賠償請求権の存否が争点であって、個人情報抹消請求の根拠如何は争点となり得ない。また、別件訴訟では、原告らが大垣署の職員による違法な公権力の行使であるとする行為のうち、訴外会社への情報提供行為についてのみ比較的具体的に主張立証していることに照らすと、別件訴訟における実質的な争点となるのは、大垣署の職員による訴外会社への情報提供行為の存否、当該情報提供行為が国家賠償法1条1項の適用上「違法」といえるのか否かという点であり、この点を巡る主張立証が審理の中心となると思われるところ、このような争点は本件訴訟の争点とは無関係である。

このように当事者が異なり、当事者によって争点も相當に異なるにもかかわらず、本件訴訟と別件訴訟とを併合審理すれば、かえって審理が遅滞し、訴訟の円滑な進行の妨げになるという弊害が大きいというべきである。他方、争点が異なる以上、必要となる争点及び証拠の整理や証拠調べも当然に異なるから、併合審理をしたとしても、審理の時間・労力・費用の節減は全く期待できない。また、前記のとおり、別件訴訟の実質的な争点と本件訴訟の争点とは無関係であり、併合審理を行うことにより、同一または関連する争点について矛盾・抵触する判断を避けることができるという利点もない。

したがって、本件訴訟と別件訴訟を併合審理することは、弊害が利点を上回るというべきであり、相当でない。

3 結語

以上の次第であるから、本件訴訟と別件訴訟を併合せずに審理されたい。

以 上